

認知症

認知症になっても大丈夫だよと言える地域へ

健康体育課(すこやか) ☎87-0900

認知症は、誰でもなる可能性のある「脳の病気」です。85歳以上では2人に1人が認知症になると言われています。認知症になりたくない…ではなく、認知症になっても勝山市で自分らしく生活できる地域となるように認知症に関心をもちましょう。

認知症になっても活躍の場を

令和6年1月に施行された「認知症基本法」では、認知症の方も、一人ひとりの個性や能力を發揮し社会参加ができることを推進しています。

認知症フェアでは、認知症の方がご自身の特技を生かして作成した作品をスタンプラリーの景品として配布しました。

認知症になってもできることを活かして活躍できる場に参加していきましょう。



「勝山市見守りシール」を配布しています

認知症などで行方不明になる可能性がある方にQRコード付き「勝山市見守りシール」を配布しています。QRコードを読み取ると家族(保護者)に瞬時にメールが届くシステムで、行方不明になった時に見守りシールに気づいた方がQRコードを読み取ることで早期発見につながります。



詳細はこちら

事業や相談窓口を活用しよう

ご家族さまにおすすめ『認知症cafe』

認知症の介護は、参考書通りにはいかず、介護者の悩みも大きくなりがちです。「認知症cafe」は、介護者同士で、情報を交換したり、悩みを共有することができる場です。



詳細はこちら

募集 認知症の方や家族へのサポート講座～認知症サポーター養成講座～

認知症の基礎知識、認知症の方への具体的な接し方や声掛け方などを学べます。

時 10月16日(木) 10:00～11:30

所 すこやか 無料 10月15日(水)

申・問 地域包括支援センター ☎87-0900

『認知症チームオレンジ・つながる』を新たに設置

メンバー募集中!

勝山市では、令和7年3月に「認知症チームオレンジ・つながる」を設置しました。

認知症チームオレンジとは、認知症サポーター養成講座を受講した「認知症サポーター」などがチーム員となり、認知症の方や家族の困りごとをできる範囲で支援していく仕組みです。

『見守り声掛け模擬体験』を実施

「認知症チームオレンジ・つながる」が中心となり、認知症フェアにて、「見守りシール」に気づき、声掛けする模擬体験コーナーを実施しました。



認知症に関心を持った市民や認知症の方を介護しているご家族などが、一緒に学び合いながら、認知症の方が安心して過ごせるように活動しています。

PHOTO話題



8/30 認知症フェア～認知症になっても大丈夫だよ～

たけとう病院 武藤悠平先生の「認知症に備える」と題した講座では、市民と関係者約300人が認知症について正しい理解を深めました。また武藤悠平先生と認知症キャラバン・メイト(※)による寸劇では、家族の異変に気づき、早期に相談することや、地域で見守りあうことの大切さを伝えました。
※認知症についての正しい知識を市民に伝える活動をボランティアで行っている方々

【認知症総合相談窓口 ☎87-0900】

認知症で病院を受診したいけれどもうまくいかない、運転免許証の返納に迷う、介護に疲れた、もの忘れが心配など、気軽にご相談ください

後見

あなたを守る成年後見制度

健康体育課 ☎87-0900
福祉課 ☎87-0777



▲後犬ちゃん

認知症や障がいにより、物事を判断する能力が十分でない方は、財産管理や契約行為などをするのが難しい場合があります。また、正しい判断ができずに不利益な契約を結んでしまうなどの権利侵害にあう恐れもあります。そのような方の権利を守る方法の一つとして「成年後見制度」があります。

備える 任意後見制度

元気なうちに、将来に備えて、あらかじめ契約などで代理人を選んでおくことができる制度です。本人の判断能力が低下したときに家庭裁判所に申立てをすると支援が開始されます。

守る 法定後見制度

本人や親族などの申立てによって家庭裁判所で選ばれた成年後見人等が支援する制度です。判断能力の程度に応じて「後見」「補佐」「補助」に分けられます。

身寄りがいない、または音信不通の場合には、市長が家庭裁判所に申立てます。

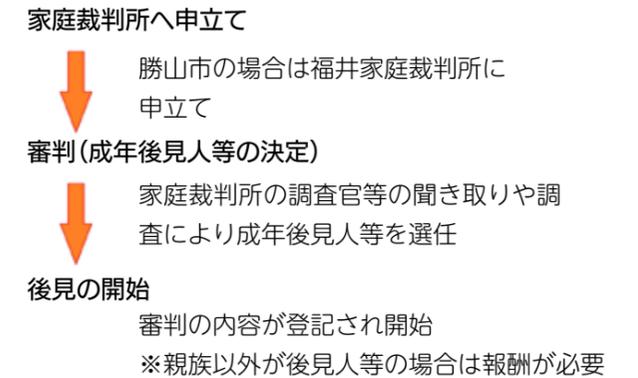
成年後見人等ができること

- 預貯金や不動産等の財産管理
- 年金の受け取りや税金の納付
- 介護施設の入所手続きや支払い
- 医療、福祉サービスの手続き
- 定期訪問で生活状況を確認
- 家賃の支払いや契約更新 など

成年後見人等ができないこと

- 手術や治療など医療行為への同意
- 毎日の買い物、食事の世話
- 賃貸借契約の保証人
- 遺言作成、婚姻・離婚の手続き など

法定後見制度の流れ



無料相談 専門的な相談はこちらへ「ふくい嶺北成年後見センター」

勝山市、福井市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の7市町が成年後見制度の利用促進を図るために共同で設置しています。



詳細はこちら

専門家による相談対応のほか、制度などの普及啓発、市民後見人の養成講座などを行っています。

〒250-0292 福井県勝山市フェニックスプラザ内 ☎0776-28-3775

市民後見人とは

親族からの支援が難しく、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な立場でその生活を支援する市民による後見人です。支援を必要とする方の「身近な存在」として社会貢献活動に関心のある方はぜひ成年後見センターまでお問い合わせください。

成年後見制度のお問い合わせ

【高齢の方】
地域包括支援センター「やすらぎ」(すこやか内) ☎87-0900

【障がいのある方】
福祉課(すこやか内) ☎87-0777

【法人による後見事業所】
勝山市社会福祉協議会 成年後見サポートセンター「ささえ愛」 ☎88-1177